

勤務条件について

県立版

令和 年 月 日

あなたを 任用 するに当たっての勤務条件は次のとおりです。

勤務場所 : 学校

任用期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(ただし、学校の開校日等に応じ任用期間を変更することがあります。)

1 任用形態	臨時の任用職員
2 勤務時間	午前 時 分から 午後 時 分まで ※ 勤務地により始業・終業時間が異なります。
3 週休日等	(1) 週休日 日曜日、土曜日 (2) 休日 国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始 (12/29~1/3)
4 休暇	(1) 年次有給休暇 正規職員に準じて付与されます。 (2) 特別休暇 正規職員に準じて認められます。
5 給与・報酬	(1) 給料 (※経験年数等によって決定します) 教育職 (教諭) 243,322円~442,955円 (助教諭) 243,322円~350,351円 (2) 給料の調整額 級号給に応じて支給 (3) 地域手当 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて算定 (4) 諸手当 通勤手当、扶養手当、住居手当等を届出により支給 (5) 期末手当、勤勉手当 基準日における任用期間に応じて支給 (6) 支給日 給料及び諸手当は毎月19日、期末手当は6月、12月及び3月の所定日、勤勉手当は6月及び12月の所定日に支給 (7) 退職手当 在職期間等に応じて支給 (引き続いて在職した期間が6月未満の場合は対象外) (8) その他 正規職員に適用される条例等の規定を適用
6 社会保険	公立学校共済組合の短期組合員及び厚生年金の被保険者 (注)40~64歳の方は、介護保険の被保険者となります。
7 雇用保険	無し
8 災害補償	公務上及び通勤途上の災害に「地方公務員災害補償法」が適用されます。
9 その他	・給与から所得税、住民税、共済組合掛金等を控除して支給します。 ・任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給します。 ・児童手当は、住所地の市区町村が支給します。

※上記記載内容は令和7年4月1日のもの